

別 紙

(案)

改正後			現行		
医療提供体制施設整備交付金交付要綱			医療提供体制施設整備交付金交付要綱		
1～3 (略)			1～3 (略)		
(交付対象事業)			(交付対象事業)		
4 (1)～(31) (略)			4 (1)～(31) (略)		
5～7 (略)			5～7 (略)		
(交付金の配分方法)			(交付金の配分方法)		
8 (1) (略)			8 (1) (略)		
(2) (略)			(2) (略)		
別表1 (略)			別表1 (略)		
別表2			別表2		
1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1)、(2)	(略)	(略)	(1)、(2)	(略)	(略)
(3)救急ヘリポート施設整備事業	ヘリポート 1 医療機関当たり <u>60,772</u> 千円	(略)	(3)救急ヘリポート施設整備事業	ヘリポート 1 医療機関当たり <u>58,044</u> 千円	(略)
(4)ヘリポート周辺施設施設整備事業	格納庫 1 医療機関当たり <u>212,838</u> 千円	(略)	(4)ヘリポート周辺施設施設整備事業	格納庫 1 医療機関当たり <u>203,284</u> 千円	(略)

別 紙

(案)

改正後			現行		
	給油施設 1 医療機関当たり <u>134,038</u> 千円	(略)		給油施設 1 医療機関当たり <u>128,021</u> 千円	(略)
	融雪施設 1 医療機関当たり <u>134,038</u> 千円	(略)		融雪施設 1 医療機関当たり <u>128,021</u> 千円	(略)
(5) 救命救急センター施設整備事業	(略)	(略)	(5) 救命救急センター施設整備事業	(略)	(略)
	ヘリポート 1 医療機関当たり <u>96,836</u> 千円	(略)		ヘリポート 1 医療機関当たり <u>92,489</u> 千円	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>84,100</u> 円	(略)		補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>51,300</u> 円	(略)
(6)～(9)	(略)	(略)	(6)～(9)	(略)	(略)
(10) 周産期医療施設施設整備	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。	母体・胎児集中治療管理室と	(10) 周産期医療施設施設整備	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。	母体・胎児集中治療管理室と

別 紙

(案)

改正後			現行		
備事業	<u>(1) MFICU 整備</u> 基準面積 <u>1.</u> 都道府県人口規模 400 万人以上の 場合 500 m² <u>2.</u> 都道府県人口規模 400 万人未満の 場合 300 m² <u>(2) 産科区域整備</u> <u>病棟等の感染対策に係る整備</u> <u>対象面積 1 m²当たり</u> <u>基準単価 239,300 円</u>	して必要な各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む。） （病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等） <u>産科区域整備に必要な各部門の病棟入り口の扉の設置、病棟</u>	事業	基準面積 <u>(1)</u> 都道府県人口規模 400 万人以上の場合 500 m² <u>(2)</u> 都道府県人口規模 400 万人未満の場合 300 m²	して必要な各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む。） （病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等）

別 紙

(案)

改正後			現行		
		<u>のゾーニングを 行うための改修 等に要する工事 費又は工事請負 費</u>			
(11)～(12)	(略)	(略)	(11)～(12)	(略)	(略)
(13) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) 精神病棟 (略) (2) 結核病棟改修等整備事業 (略) (3) 診療所 ア (略) イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>8,257</u> 千円 ×整備後の療養病床の病床数 (4) 療養病床療養環境改善事業	(略)	(13) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) 精神病棟 (略) (2) 結核病棟改修等整備事業 (略) (3) 診療所 ア (略) イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>4,616</u> 千円 ×整備後の療養病床の病床数 (4) 療養病床療養環境改善事業	(略)

別 紙

(案)

改正後			現行		
	ア及びイに掲げる基準面積(＝ア＋イ)に別表３に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア 機能訓練室 (略) イ (略) ウ 浴室 浴室１か所当たり <u>24,138</u> 千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、<u>48,283</u> 千円とする。 (5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備			ア及びイに掲げる基準面積(＝ア＋イ)に別表３に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア 機能訓練室 (略) イ (略) ウ 浴室 浴室１か所当たり <u>13,493</u> 千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、<u>26,989</u> 千円とする。 (5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備	

別 紙

(案)

改正後			現行		
	する場合 ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の 入所定員数（削減した病院又は 有床診療所の病床数を上限とす る。）×1床当たり単価 （1床当たり単価） 新築 <u>8,528</u> 千円 改築 <u>10,233</u> 千円 改修 <u>4,264</u> 千円 イ （略）			する場合 ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の 入所定員数（削減した病院又は 有床診療所の病床数を上限とす る。）×1床当たり単価 （1床当たり単価） 新築 <u>4,767</u> 千円 改築 <u>5,720</u> 千円 改修 <u>2,384</u> 千円 イ （略）	
(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	(1) <u>ア</u>補強が必要と認められるもの（イを除く工法によるもの） 基準面積 2,300 m²×<u>84,100</u>円 <u>イ 上記補強を免震化工法により実施する場合</u> <u>基準面積</u>	(略)	(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×<u>51,300</u>円	(略)

別 紙

(案)

改正後			現行		
	2,300 m²×<u>92,510</u> 円 (2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 <u>ア 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院(イを除く工 法によるもの)</u> 基準面積 2,300 m²×<u>399,800</u> 円 <u>イ 上記補強を免震化工法により 実施する場合</u> <u>基準面積</u> <u>2,300 m²×439,780 円</u>			(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m²×<u>243,800</u> 円 <u>(新設)</u>	
	備蓄倉庫 1 医療機関当たり <u>198,937</u> 千円	(略)		備蓄倉庫 1 医療機関当たり <u>190,007</u> 千円	(略)
	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>182,276</u> 千円	(略)		非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>174,094</u> 千円	(略)
	受水槽	(略)		受水槽	(略)

別 紙

(案)

改正後			現行		
	1 医療機関当たり <u>167,974</u> 千円			1 医療機関当たり <u>160,434</u> 千円	
	研修部門 1 医療機関当たり <u>153,031</u> 千円	(略)		研修部門 1 医療機関当たり <u>146,161</u> 千円	(略)
	ヘリポート 1 医療機関当たり <u>179,410</u> 千円	(略)		ヘリポート 1 医療機関当たり <u>171,356</u> 千円	(略)
	給水設備 1 医療機関当たり <u>78,989</u> 千円	(略)		給水設備 1 医療機関当たり <u>75,443</u> 千円	(略)
	燃料タンク 1 医療機関当たり <u>36,426</u> 千円	(略)		燃料タンク 1 医療機関当たり <u>34,791</u> 千円	(略)
(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) ア補強が必要と認められるもの(イを除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m ² × <u>84,100</u> 円 <u>イ 上記補強を免震化工法によ</u>	(略)	(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>51,300</u> 円	(略)

別 紙

(案)

改正後			現行		
	<u>り実施する場合</u> <u>基準面積</u> 2,300 m ² × <u>92,510</u> 円 (2) <u>ア</u> 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院(イを除く工 法によるもの) 基準面積 2,300 m ² × <u>399,800</u> 円 <u>イ</u> 上記補強を免震化工法により 実施する場合 <u>基準面積</u> 2,300 m ² × <u>439,780</u> 円			(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² × <u>243,800</u> 円	
	備蓄倉庫 1 医療機関当たり <u>56,113</u> 千円	(略)		備蓄倉庫 1 医療機関当たり <u>53,594</u> 千円	(略)
	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり	(略)		非常用自家発電設備 1 医療機関当たり	(略)

別 紙

(案)

改正後			現行		
	<u>182,276</u> 千円			<u>174,094</u> 千円	
	受水槽 1 医療機関当たり <u>167,974</u> 千円	(略)		受水槽 1 医療機関当たり <u>160,434</u> 千円	(略)
	ヘリポート 1 医療機関当たり <u>96,836</u> 千円	(略)		ヘリポート 1 医療機関当たり <u>92,489</u> 千円	(略)
	給水設備 1 医療機関当たり <u>78,989</u> 千円	(略)		給水設備 1 医療機関当たり <u>75,443</u> 千円	(略)
	燃料タンク 1 医療機関当たり <u>36,426</u> 千円	(略)		燃料タンク 1 医療機関当たり <u>34,791</u> 千円	(略)
(16) 災害拠点精神科病院施設整備事業	(1) <u>ア</u> 補強が必要と認められるものの <u>(イを除く工法によるもの)</u> 基準面積 2,300 m ² × <u>84,100</u> 円 <u>イ 上記補強を免震化工法により実施する場合</u> 基準面積	(略)	(16) 災害拠点精神科病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>51,300</u> 円	(略)

別 紙

(案)

改正後			現行		
	2,300 m²×<u>92,510</u> 円 (2) <u>ア</u> 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院（イを除く工法によるもの） 基準面積 2,300 m²×<u>399,800</u> 円 <u>イ 上記補強を免震化工法により実施する場合</u> <u>基準面積</u> 2,300 m²×<u>439,780</u> 円			(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m²×<u>243,800</u> 円	
	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>182,276</u> 千円	(略)		非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>174,094</u> 千円	(略)
	受水槽 1 医療機関当たり <u>167,974</u> 千円	(略)		受水槽 1 医療機関当たり <u>160,434</u> 千円	(略)
	給水設備 1 医療機関当たり <u>78,989</u> 千円	(略)		給水設備 1 医療機関当たり <u>75,443</u> 千円	(略)
	燃料タンク	(略)		燃料タンク	(略)

別 紙

(案)

改正後			現行		
	1 医療機関当たり <u>36,426</u> 千円			1 医療機関当たり <u>34,791</u> 千円	
(17)～(20)	(略)	(略)	(17)～(20)	(略)	(略)
(21) 特定地域病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。((2)の場合を除く。) 基準面積 (1) (略) (2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 ㎡× <u>84,100</u> 円 (ただし、一部補強の場合は上記による面積から補強を要しない病床数×13.88 ㎡を差引いた面積を限度とする。) イ 診療棟 当該補強部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大	(略)	(21) 特定地域病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。((2)の場合を除く。) 基準面積 (1) (略) (2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 ㎡× <u>51,300</u> 円 (ただし、一部補強の場合は上記による面積から補強を要しない病床数×13.88 ㎡を差引いた面積を限度とする。) イ 診療棟 当該補強部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大	(略)

別 紙

(案)

改正後			現行		
	臣が認める面積× <u>84,100</u> 円			臣が認める面積× <u>51,300</u> 円	
(22) 医療施設土砂災害防止施設整備事業	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所当たり <u>66,400</u> 千円	(略)	(22) 医療施設土砂災害防止施設整備事業	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所当たり <u>40,485</u> 千円	(略)
(23) 医療施設等耐震整備事業	病院の場合 (1) <u>ア</u> 補強が必要と認められるものの <u>(イを除く工法によるもの)</u> 基準面積 2,300 m ² × <u>84,100</u> 円 <u>イ 上記補強を免震化工法により実施する場合</u> <u>基準面積</u> <u>2,300 m²×92,510 円</u> (2) <u>ア</u> 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等 <u>(ウを除く工法によるもの)</u> <u>イ</u> 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院 (第二次救	(略)	(23) 医療施設等耐震整備事業	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>51,300</u> 円 <u>(新設)</u> (2) <u>ア</u> 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等 <u>イ</u> 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院 (第二次救	(略)

別 紙

(案)

改正後			現行		
	急医療施設等は除く) <u>(ウを除く工法によるもの)</u> 基準面積 2,300 m²×<u>399,800</u> 円 <u>ウ 上記補強を免震化工法により実施する場合</u> <u>基準面積</u> 2,300 m²×<u>439,780</u> 円			急医療施設等は除く) 基準面積 2,300 m²×<u>243,800</u> 円 <u>(新設)</u>	
	看護師等養成所の場合 (1) <u>ア</u> 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×<u>64,200</u> 円 <u>イ 上記補強を免震化工法により実施する場合</u> <u>基準面積</u> <u>2,300 m²×70,620 円</u> (2) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの 基準面積 2,300 m²×<u>305,500</u> 円	(略)		看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×<u>39,200</u> 円 <u>(新設)</u> (2) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの 基準面積 2,300 m²×<u>186,300</u> 円	(略)

別 紙

(案)

改正後			現行		
	平成 7 年に施行された地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 1111 号第 2 条に基づいて、都道府県知事が作成した 5 箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 <u>ア</u> 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×<u>84,100</u> 円 <u>イ</u> 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 <u>2,300 m²×92,510 円</u>			平成 7 年に施行された地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 1111 号第 2 条に基づいて、都道府県知事が作成した 5 箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×<u>51,300</u> 円 <u>(新設)</u>	
(24) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊	救命救急センター <u>1,156,561</u> 千円	(略)	(24) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊	救命救急センター <u>1,104,643</u> 千円	(略)
	病院群輪番制病院及び共同利用型病院 <u>120,603</u> 千円	(略)		病院群輪番制病院及び共同利用型病院 <u>115,189</u> 千円	(略)
	救急告示病院	(略)		救急告示病院	(略)

別 紙

(案)

改正後			現行		
急事業	<u>120,603</u> 千円		急事業	<u>115,189</u> 千円	
	在宅当番医制病院	(略)		在宅当番医制病院	(略)
	<u>120,603</u> 千円			<u>115,189</u> 千円	
	在宅当番医制診療所	(略)		在宅当番医制診療所	(略)
	<u>19,759</u> 千円			<u>18,872</u> 千円	
	在宅当番医制歯科診療所	(略)		在宅当番医制歯科診療所	(略)
	<u>19,759</u> 千円			<u>18,872</u> 千円	
	休日夜間急患センター	(略)		休日夜間急患センター	(略)
	<u>19,759</u> 千円			<u>18,872</u> 千円	
	休日等歯科診療所	(略)		休日等歯科診療所	(略)
	<u>19,759</u> 千円			<u>18,872</u> 千円	
	時間外診療実施診療所	(略)		時間外診療実施診療所	(略)
	<u>19,759</u> 千円			<u>18,872</u> 千円	
	基幹災害拠点病院	(略)		基幹災害拠点病院	(略)
	<u>1,018,463</u> 千円			<u>972,744</u> 千円	
	地域災害拠点病院	(略)		地域災害拠点病院	(略)
	<u>672,866</u> 千円			<u>642,661</u> 千円	
	周産期母子医療センター	(略)		周産期母子医療センター	(略)
	<u>125,265</u> 千円			<u>119,642</u> 千円	

別 紙

(案)

改正後			現行		
	小児救急医療拠点病院 <u>42,340</u> 千円	(略)		小児救急医療拠点病院 <u>40,439</u> 千円	(略)
	在宅医療実施病院 <u>120,603</u> 千円	(略)		在宅医療実施病院 <u>115,189</u> 千円	(略)
	在宅医療実施診療所 <u>19,759</u> 千円	(略)		在宅医療実施診療所 <u>18,872</u> 千円	(略)
	在宅医療実施歯科診療所 <u>19,759</u> 千円	(略)		在宅医療実施歯科診療所 <u>18,872</u> 千円	(略)
	がん医療実施診療所 <u>19,759</u> 千円	(略)		がん医療実施診療所 <u>18,872</u> 千円	(略)
	脳卒中医療実施病院 <u>120,603</u> 千円	(略)		脳卒中医療実施病院 <u>115,189</u> 千円	(略)
	精神科病院 <u>120,603</u> 千円	(略)		精神科病院 <u>115,189</u> 千円	(略)
	精神科救急医療センター <u>1,156,561</u> 千円	(略)		精神科救急医療センター <u>1,104,643</u> 千円	(略)
	助産所 <u>19,759</u> 千円	(略)		助産所 <u>18,872</u> 千円	(略)
(25) アスベスト 除去等整備事	1 m ² 当たり <u>56,600</u> 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁	(略)	(25) アスベスト 除去等整備事	1 m ² 当たり <u>54,100</u> 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁	(略)

別 紙

(案)

改正後			現行		
業	等の延面積		業	等の延面積	
(26)	(略)	(略)	(26)	(略)	(略)
(27) 地球温暖化対策施設整備事業	1 医療機関当たり <u>109,430</u> 千円		(27) 地球温暖化対策施設整備事業	1 医療機関当たり <u>104,518</u> 千円	
(28)	(略)	(略)	(28)	(略)	(略)
(29)	(略)	(略)	(29)	(略)	(略)
(30) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>182,276</u> 千円	(略)	(30) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>174,094</u> 千円	(略)
	受水槽 1 医療機関当たり <u>167,974</u> 千円	(略)		受水槽 1 医療機関当たり <u>160,434</u> 千円	(略)
	給水設備 1 医療機関当たり <u>78,989</u> 千円	(略)		給水設備 1 医療機関当たり <u>75,443</u> 千円	(略)
	燃料タンク 1 医療機関当たり <u>36,426</u> 千円	(略)		燃料タンク 1 医療機関当たり <u>34,791</u> 千円	(略)
(31) 医療施設浸	(1) 医療用設備の想定浸水深または	(略)	(31) 医療施設浸	(1) 医療用設備の想定浸水深または	(略)

別 紙

(案)

改正後			現行		
水対策事業	基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり <u>51,439</u> 千円		水対策事業	基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり <u>49,130</u> 千円	
	(2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり <u>40,591</u> 千円	(略)		(2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり <u>38,769</u> 千円	(略)
	(3) 止水板 <u>もしくは防水壁</u> の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり <u>72,300</u> 千円	(略)		(3) 止水板の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり <u>466</u> 千円	(略)
	(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり <u>28,158</u> 千円	(略)		(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり <u>26,894</u> 千円	(略)
(注) 1～3 (略)			(注) 1～3 (略)		
別表3 1平方メートル当たり単価表			別表3 1平方メートル当たり単価表		

別 紙

(案)

改正後				現行			
(単位：円)				(単位：円)			
事業区分	種目等	構造別	単価	事業区分	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>208,200</u>
(7) 小児初期救急センター施設整備事業		ブロック	<u>214,000</u>	(7) 小児初期救急センター施設整備事業		ブロック	<u>180,900</u>
(28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業		木造	<u>355,000</u>	(28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業		木造	<u>208,200</u>
(29) 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業				(29) 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業			
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>
(5) 救命救急センター施設整備事業				(5) 救命救急センター施設整備事業			
(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業				(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業			
(8) 小児集中治療室施				(8) 小児集中治療室施			

別 紙

(案)

改正後				現行			
設整備事業 (26) 医療機器管理室施設整備事業				設整備事業 (26) 医療機器管理室施設整備事業			
(9) 小児医療施設施設整備事業 (11) 地域療育支援施設施設整備事業 (12) 共同利用施設施設整備事業 (21) 特定地域病院施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	(9) 小児医療施設施設整備事業 (11) 地域療育支援施設施設整備事業 (12) 共同利用施設施設整備事業 (21) 特定地域病院施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	<u>264,400</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>230,500</u>
	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>		診療棟	鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>258,000</u>
(10) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	(10) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>264,400</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>230,500</u>
(13) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	(13) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	<u>264,400</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>230,500</u>
	診療所 (一般地	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>		診療所 (一般地	鉄筋コンクリート	<u>198,000</u>

別 紙

(案)

改正後				現行			
	区)	ブロック	<u>214,000</u>		区)	ブロック	<u>172,200</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>198,000</u>
	診療所 (離島、豪雪 地区)	鉄筋コンクリ ート	<u>484,000</u>	診療所 (離島、豪雪 地区)	鉄筋コンクリ ート	<u>212,200</u>	
			ブロック			<u>214,000</u>	ブロック
		木造	<u>355,000</u>		木造	<u>212,200</u>	
		(17)、(19)	(略)		(略)	<u>(略)</u>	(17)、(19)
(20) 治験施設施設整備 事業	治験専門外 来	鉄筋コンクリ ート	<u>484,000</u>	(20) 治験施設施設整備 事業	治験専門外 来	鉄筋コンクリ ート	<u>295,100</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>258,000</u>
	治験管理部 門	鉄筋コンクリ ート	<u>484,000</u>		治験管理部 門	鉄筋コンクリ ート	<u>243,300</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>212,500</u>
(注) 1、2 (略)				(注) 1、2 (略)			
別表4 (略)				別表4 (略)			
別表5				別表5			
事業区分			調整率	事業区分			調整率

別 紙

(案)

改正後		現行	
4の(1)から(10)、(12)から(22)、(24)から(27)、(30)及び(31)に掲げる事業(ただし、4の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの、 <u>及び、受水槽、給水設備を除く。</u> また、 <u>(30)に掲げる事業については、受水槽、給水設備を除く)</u>	0. 3 3	4の(1)から(10)、(12)から(22)、(24)から(27)、(30)及び(31)に掲げる事業(ただし、4の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。)	0. 3 3
4の(11)、(14)から(16)、(23)、(28)、 <u>(29)</u> 及び <u>(30)</u> に掲げる事業(ただし、4の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの、 <u>及び、受水槽、給水設備に限る。また、(30)に掲げる事業については、受水槽、給水設備に限る)</u>	0. 5 0	4の(11)、(14)から(16)、(23)、(28)及び <u>(29)</u> に掲げる事業(ただし、4の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。)	0. 5 0
別表6～8 (略)		別表6～8 (略)	
(交付の条件)		(交付の条件)	
9 (1)～(9) (略)		9 (1)～(9) (略)	
10～17 (略)		10～17 (略)	

別 紙

(案)

改正後	現行
第 1 号様式～第 8 号様式（略）	第 1 号様式～第 8 号様式（略）